



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

歳入の徴収の事務の委託（地域・離島課）	1
歳入の収納の事務の委託（地域・離島課）	1
林業推進事業費補助金交付規程の一部を改正する告示（環境再生課）	2
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	2
都市計画事業の変更の認可（道路街路課）	2
車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定（道路管理課）	2
通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び当該道路の通行方法（道路管理課）	3
都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	3

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（中小企業支援課）	4
開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）	5
特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部交通指導課）	6

## 告 示

### 沖縄県告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区麴町四丁目8番1号
- 3 委託期間 令和5年2月26日から令和6年2月25日まで

### 沖縄県告示第100号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区麴町四丁目8番1号
- 3 委託期間 令和5年2月26日から令和6年2月25日まで

**沖縄県告示第101号**

林業推進事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**林業推進事業費補助金交付規程の一部を改正する告示**

林業推進事業費補助金交付規程（昭和48年沖縄県告示第267号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般社団法人沖縄県林業協会」を「一般社団法人沖縄県森林協会」に改める。

**附 則**

この告示は、令和5年3月7日から施行する。

**沖縄県告示第102号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成31年沖縄県告示第97号で同意の認定をした座間味加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第103号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第521号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 糸満市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・糸1号阿波根兼城線
- 3 事業施行期間 平成25年9月27日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

**沖縄県告示第104号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道507号	八重瀬町字屋宜原東大越地原217番6から那覇市字仲井真伊地当原233番1まで
県道沖縄北谷線	沖縄市山内四丁目65番3から北谷町字浜川千原40番2まで
県道糸満与那原線	糸満市字糸満新組862番3から西原町字東崎12番2まで
県道36号線	沖縄市登川三丁目1498番からうるま市字豊原前原413番7まで

2 指定する期日 令和5年4月1日

### 沖縄県告示第105号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法を次のとおり定める。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道449号	本部町字浦崎浦崎原56番から名護市字宮里比留木原876番20まで
国道507号	八重瀬町字屋宜原東大越地原217番6から那覇市字仲井真伊地当原233番1まで
県道沖縄北谷線	沖縄市山内四丁目65番3から北谷町字浜川千原40番2まで
県道糸満与那原線	糸満市字糸満新組862番3から西原町字東崎12番2まで

2 指定する期日 令和5年4月1日

3 通行方法 1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下である車両の通行方法は、次のとおりとする。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所は、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上縦寸法0.13メートル以上又は横寸法0.13メートル以上縦寸法0.25メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路状況の確認 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

### 沖縄県告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年沖縄県告示第173号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 施行者の名称 豊見城市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
- (2) 名称 豊見城市公共下水道

3 事業施行期間 昭和57年3月18日から令和10年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 昭和57年沖縄県告示第173号、平成18年沖縄県告示第242号、平成22年沖縄県告示第134号及び平成29年沖縄県告示第145号の事業地に、豊見城市字伊良波南浜原及び字座安浜原を加え、宜保一丁目、宜保二丁目、宜保三丁目、宜保四丁目、宜保五丁目、字上田西後原、字我那覇蔵無地原、字伊

良波先祖原、伊良波原、浜原、西原及び当貴原並びに字座安中前原において事業地を変更する。

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

**沖縄県告示第107号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第330号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
  - (2) 名称 石垣市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成5年3月30日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成5年沖縄県告示第330号、平成11年沖縄県告示第280号、平成12年沖縄県告示第678号、平成19年沖縄県告示第218号、平成19年沖縄県告示第357号、平成20年沖縄県告示第694号、平成23年沖縄県告示第72号、平成25年沖縄県告示第242号、平成26年沖縄県告示第467号及び平成30年沖縄県告示第293号の事業地のうち石垣市字新川白若原及び八島町において事業地を変更し、字真栄里撫原及び字大浜南大浜を加える。
  - (2) 使用の部分 平成5年沖縄県告示第330号、平成11年沖縄県告示第280号、平成12年沖縄県告示第678号、平成19年沖縄県告示第218号、平成19年沖縄県告示第357号、平成20年沖縄県告示第694号、平成23年沖縄県告示第72号、平成25年沖縄県告示第242号、平成26年沖縄県告示第467号及び平成30年沖縄県告示第293号の事業地のうち石垣市新栄町、字真栄里屋敷及び前原並びに字平得平得及び中村において事業地を変更し、字真栄里撫原、東原、慶田山、田原及び宮島並びに字大浜田原、フルスト、南大浜及び高田原を加える。
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテうるま店 うるま市塩屋浜原502番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 代表取締役 梅田圭
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年3月7日から同年4月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ石垣島店 石垣市字大浜461番地1ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による石垣市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和5年3月7日から同年4月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月17日 沖縄県指令土第234号、令和4年7月1日 沖縄県指令土第551号（変更）、令和4年11月30日 沖縄県指令土第839号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字前原前原50番1ほか6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 株式会社IDOM 代表取締役 羽鳥裕介
- 5 検査済証番号 令和5年1月25日 第4851号
- 6 工事完了年月日 令和5年1月16日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月15日 沖縄県指令土第14号、令和3年4月21日 沖縄県指令土第299号（変更）、令和4年7月22日 沖縄県指令土第587号（変更）、令和4年12月9日 沖縄県指令土第834号（変更）、令和5年1月13日 沖縄県指令土第19号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字具志頭志保土堂原1279番1ほか34筆、1227番2ほか31筆のそれぞれの一部並びに1279番1地先、1308番1地先、1311番1地先、1323番2地先、1331番1地先、1343番2地先及び1398番1地先（B工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字東風平1188番地 八重瀬町長 新垣安弘
- 5 検査済証番号 令和5年2月17日 第4861号
- 6 工事完了年月日 令和5年2月7日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年3月16日 沖縄県指令土第263号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字照屋堂畑1536番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字真栄里1431番地の1 マチタマンション103号室 神谷知那美 糸満市字真栄里1431番地の1 マチタマンション103号室 神谷風登
- 5 検査済証番号 令和5年2月17日 第4862号

6 工事完了年月日 令和5年2月6日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察放置駐車違反管理システム装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年1月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 三菱HCキャピタル株式会社九州法人支店 支店長 東村光弘 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額 31,582,980円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--